

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年10月8日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「図書情報館における書評・展示等分担表、新聞班・雑誌班等日々雇用職員事務分掌、人事課提出の事務分掌より細分化された事務分担表など同趣旨の文書（起案を含む。平成29年度分。ただし人事課提出の事務分掌は除く）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年11月14日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分（以下「本件不開示部分」という。）を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

県立図書情報館職員事務分掌に係る以下の文書

- ・平成29年度担当一覧
- ・図書・公文書課日々雇用職員作業分担表（平成29年度）（2017/06/29最新版）
- ・平成29年度 図書・公文書課 事務分掌業務【全体・ワーキング】
- ・平成29年度 図書・公文書課 事務分掌業務【総合】
- ・平成29年度 図書・公文書課 事務分掌業務【公文書・地域研究係】
- ・平成29年度 図書・公文書課 事務分掌業務【資源整備係】

（2）開示しない部分

非常勤の嘱託職員及び日々雇用職員の姓

（3）開示しない理由

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

3 審査請求

審査請求人は、平成30年2月12日、本件決定を不服として、行政不服審査法（

平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、実施機関に対し、不開示の職員の姓を開示せよとの裁決を求める審査請求を行った。

4 諮問

平成30年6月18日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

不開示の職員の姓を開示せよとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

条例第7条第2号ただし書アに該当し不開示情報とならないため

(2) 意見書

不開示の県職員の姓は、個人識別情報であるから、奈良県情報公開条例(以後「条例」という。)第7条第2号ただし書の問題となる。

ただし書アは、「個人識別情報であっても一般に公にされている情報については、あえて不開示として保護する必要性に乏しいと考えられることから、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしたものである。」そして「慣行として」は公にすることが慣行として行われることを意味し、「公にされ」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足りる(以上奈良県情報公開条例の解釈運用基準(以下「基準」という。)26頁)。

つまり、個人識別情報であっても、一般に公にされている情報は、開示によりプライバシー等を侵害するおそれはないので、開示の対象となる。これを大阪市の情報公開推進のための指針では、「個人に関する情報であっても、不特定多数の者に広く知られる状態に置かれている場合は公開する」と端的にまとめられている。

平成19年度(行情)答申第65号では、ホームページや刊行物に現に掲載されている場合には、公表慣行が認められており、名古屋高裁判決平成17年(行コ)58号においては、公共図書館に保管されている新聞記事は、条例若しくは慣行により、公共図書館において原則誰でも閲覧できる状態にあると認められるから、記事中の氏名についても、新聞記事を閲覧することにより誰でも知り得る状態におかれていることになるから、公開すべき情報に当たると判示している。

本件不開示の非常勤嘱託職員の氏名は、十周年記念誌に掲載後も、月刊大和路ならら、メールマガジン、奈良新聞、報道資料、奈良県立図書館報・芸亭など、さまざまなメディアで公表慣行が認められる。これら展示や書評の業務は、正規職員及び常勤嘱託職員と同様、非常勤嘱託職員も順番で担当しているから当然といえる。このうちメールマガジン、報道資料、芸亭は図書館の編集発行になるものであり、月刊大和路ならら、奈良新聞の書評は図書館との提携により毎月掲載

されているものである。

そして、これらの雑誌、新聞等は、不特定多数の者に広く知られる状態に置かれていることが認められる。月刊大和路ならら、奈良新聞、芸亭は、図書情報館等の公共図書館で永久保存されており、メールマガジンのバックナンバーと芸亭は図書情報館のホームページで、報道資料は県政情報センター備付けの報道資料簿冊で誰でも閲覧することができる。そのため本意見書の添附資料として全て写しを入手できたものである。

したがって、不開示の非常勤嘱託職員の姓は、条例第7条第2号ただし書アに当たり開示すべきである。

図書情報館においては、十周年記念誌で非常勤嘱託職員、日々雇用職員を含めた全職員の氏名を公表している。これは附属博物館を有する橿原考古学研究所年報と同じ取扱いである。橿原考古学研究所では年報の「機構」の中で毎年全職員の氏名を掲載しているところ、図書情報館の要覧（年報）では機構で正職員を含めて職員一覧を掲載していない。しかし、十周年記念誌の例からわかるとおり、職員一覧を掲載するとしたら、橿原考古学研究所と同様日々雇用職員を含めた全職員の氏名を掲載することとなると思料される。なぜならば図書情報館の日々雇用職員は20名程度と多く、名称のイメージと異なり正規職員と同じフルタイムの勤務であり、不特定多数の利用者と接することから、全職員が職員証を着用し広く氏名を公表しているので、図書情報館発行の出版物で職員の氏名を掲載する場合、日々雇用職員の存在を無視するのは適切でないからである。よって、職員録に記載のない図書情報館の職員も刊行物に執筆したり、展示の担当となった場合、日々雇用職員や短期の実務研修員あっても、刊行物や報道資料の中で当然その氏名が掲載されることになる。

ただし書ウでは、職務遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は開示とされている。これに加えて「基準」において、「県の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、当該職員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、本号ただし書アにより、原則開示する」とされている（「基準」28頁）。

職務遂行に係る情報については、平成13年度（行情）答申第31号において、諮問庁が厳格に解釈する必要があるとしたのに対し、審査会は、「政府の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から設けられた趣旨に照らせば諮問庁主張のように当該規定を限定的に解することは適当でない」とし、当該情報が私生活にかかわる情報と明確に区別されることを理由に職務遂行の内容に係る情報と認めている。

本件開示文書は誰がどの日常業務をしているかを詳細に表したもので、私生活にかかわる情報と明確に区別される職務遂行に係る情報である。それゆえ、その内容はただし書ウにより開示されている。そうすると、「基準」により、その氏名は公にすることが予定されている情報となったから、原則開示されるべきであるところ、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある例外に当たらない。

以上より、条例第7条第2号ただし書ア又はただし書ウ、アの重畳適用により不開示の職員の姓は開示すべきと考える。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

実施機関では、職員の人事異動が行われた際に所掌事務に係る担当を定め、それを記載した事務分掌表を作成している。ただし、平成29年度担当一覧については、当該年度の図書展示イベント等に関する目処が立った段階で作成している。

本件では、実施機関が保有している、平成29年度の事務分掌に係る文書のうち、人事課に提出した文書を除いたものを開示請求の対象文書として特定した。

2 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとされている。

本件不開示情報は、これらを開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていないが、当該公務員等の氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、本号のアが適用され、個人情報としては不開示とはならないことになる。

実施機関が氏名を公表する慣行がある場合又は公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）氏名を情報提供している場合には、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

奈良県においては、毎年、職員録が発行され、販売等の方法により公にされており、当該職員録に掲載されている職員の氏名は、慣行として公にされているものとして開示されているが、非常勤嘱託職員及び日々雇用職員の氏名については、当該職員録に掲載されていない。

また、実施機関は、平成27年度に、奈良県立図書情報館十周年記念誌（以下「記念誌」という。）を発行しており、記念誌には、平成27年10月1日までに図書情報館に在籍していた、非常勤嘱託職員を含めた全職員の氏名が掲載されている。しかし、本件開示請求は、平成29年度の文書を対象としており、記念誌に氏名が掲載されている非常勤嘱託職員及び日々雇用職員が必ずしも平成29年度において継続して実施機関に在職しているとは限らず、平成27年度の記念誌の名簿と一致していると

も限らないことから、公にされているとは解されず、同号ただし書アに該当しない。また、同号ただし書イ及びウに掲げる情報のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、非常勤嘱託職員及び日々雇用職員の姓は条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

3 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

実施機関では、職員の人事異動が行われた際に所掌事務に係る担当を定め、それを記載した事務分掌表及びイベントの分担表（以下「事務分掌表等」）という。）を作成している。

本件行政文書は、実施機関が保有している平成29年度の事務分掌表等のうち、人事課に提出した文書を除いたものであり、実施機関の職員の姓とともにそれぞれの担当業務等が記載されている。

3 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件行政文書に記載された非常勤嘱託職員（以下「本件非常勤嘱託職員」という。）及び日々雇用職員（以下「本件日々雇用職員」という。）の姓について、条例第7条第2号に該当すると主張しているので、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則とし

て不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件非常勤嘱託職員及び本件日々雇用職員の姓は、これを開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

同号ただし書ウでは、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、職及び職務遂行の内容に係る部分については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないこととされているが、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録（以下、単に「職員録」という。）に掲載され、一般に頒布されている。このことから、職員録に掲載されている実施機関の職員の氏名については、慣行として公にされているため、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、同号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

そうすると、非常勤嘱託職員及び日々雇用職員の氏名が全て職員録に掲載されているか否かが問題となる。

この点について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、非常勤嘱託職員については、その業務内容や勤務条件などを総合的に勘案して職員録に掲載するか否かを個別に判断しており、日々雇用職員については、その勤務条件を勘案して職員録には掲載していないとのことであった。

そこで、当審査会が事務局に職員録を確認させたところ、本件非常勤嘱託職員及び本件日々雇用職員の氏名は掲載されていなかった。

また、職員録以外において、実施機関の非常勤嘱託職員及び日々雇用職員の氏名を、実施機関が慣行として公にしているかについて、審査請求人は、実施機関が発出した報道資料及びメールマガジン並びに実施機関の職員が寄稿した雑誌及び新聞において、本件非常勤嘱託職員及び本件日々雇用職員の氏名が記載されている旨主張している。

そこで、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、一部の展示イベントに係る報道資料については、非常勤嘱託職員の氏名を記載したうえで報道機関に配布したが、報道機関との連絡用として当該イベントの担当者の氏名を記載しているものであって、現に報道等において非常勤嘱託職員の氏名が公にされた事実はなく、実施機関のホームページにも掲載していないとのことであった。

また、メールマガジン並びに雑誌及び新聞については、これらに掲載された記事は書評や歴史文化等に係る解説（以下「書評等」という。）であって、司書である一部の非常勤嘱託職員が自らの知見を活かして執筆した著作物であり、その執筆者として署名しているものであるとのことであった。

個人の氏名が慣行として公にされているか否かについては、当該氏名が公にされて

いる事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、慣行として公にされているとは解されていない。そして、書評等への署名は、その内容を考慮すると、書評等の執筆者として行ったものであると考えるのが相当であり、個別的な事情にとどまるものと認められることから、司書である非常勤嘱託職員及び日々雇用職員の氏名について、実施機関が発出したメールマガジン及び非常勤嘱託職員が寄稿した雑誌及び新聞に掲載されていることをもって、実施機関が本件非常勤嘱託職員の姓を慣行として公にしているとは認められない。

また、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、実施機関が発出した報道資料及びメールマガジン並びに実施機関の職員が寄稿した雑誌及び新聞において、日々雇用職員の氏名は掲載されていないとのことであった。

これらのことから、本件非常勤嘱託職員及び本件日々雇用職員の姓は、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、また、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書アに該当しない。

また、本件非常勤嘱託職員及び本件日々雇用職員の姓は公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に当たらないため同号ただし書ウに該当せず、また同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件非常勤嘱託職員及び本件日々雇用職員の姓は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、当審査会においてその内容を検討した結果、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成30年 6月18日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
平成30年 8月 2日	・ 審査請求人から意見書が提出された。
令和 2年 1月31日 (第238回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 2年 3月25日 (第240回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 2年 5月29日 (第241回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 2年 6月24日 (第242回審査会)	・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 2年 7月21日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	会長代理
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学）	
こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授（行政法）	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 （行政法）	会 長
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	